

# 見本①

## 直接支払制度合意文書の例

※医療機関等によって様式が異なる場合があります。 ※入院予約時等に交わすものです。

当院では、できるだけ現金でお支払いいただかなくて済むよう、21年10月からはじまった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

○妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求いたします。手続きにおいて手数料はいただきません。

○退院時に当院からご請求する費用について、原則50万円の一時金の範囲内で、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。

- ・出産費用が50万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
- ・出産費用が50万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。

○帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

○この仕組みを利用せず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことになります。

### <妊婦の方へのお願い>

- ①入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合は、速やかに変更後の保険証をご提示ください。
- ②妊婦健診等により、帝王切開などの高額な保険診療が必要と分かった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定書」等を申請し、お会計の際にご提示ください。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「¥80100+かかった医療費の1%」に据え置かれます。(所得によって異なります。)入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。

以上説明を受け、加入する医療保険者から支給される一時金について、  
直接支払制度を (  利用します ・  利用しません )。

令和〇年〇月〇日

被保険者(世帯主) 健保 太郎

妊婦氏名 健保 花子

医療機関等使用欄

(出産予定日)令和〇年〇月〇〇日

医療法人〇〇会

〇〇産婦人科医院

理事長 保健 五郎

直接支払制度の活用:  あり ・  なし